

議案第106号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。


整理番号	起 終 点	備 考
R2-19	大蔵五丁目8番2の内から 世田谷区 喜多見六丁目2755番6の内まで	大蔵五丁目12番から 喜多見六丁目7番まで

(参考)

延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道 路 の 現 況
107.21	6.00	649.51	一部整備済

(参考)

案内図

 新たに認定する特別区道路線(区域決定)

街区
大蔵五丁目12番から
喜多見六丁目7番まで

